

○駒澤大学医療健康科学部進級規程

制定 令和2年11月26日

改正 令和4年11月 1日

令和5年 9月27日

令和6年 4月23日

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学学則第14条第2項に基づき駒澤大学医療健康科学部（以下「本学部」という。）に所属する学生の教育並びに修学指導の充実を図るため、進級及び在学について必要な事項を定める。

(進級基準単位及び指定科目)

第2条 本学部 に所属する学生が各年次終了までに、別表1に定められた進級基準単位数（以下「基準単位数」という。）を修得し、かつ、所定の科目（以下「指定科目」という。）を修得した場合は、進級することができる。なお2年次終了時には、加えて駒澤大学進級規程第2条を準用する。その時点までに所定の要件が満たせない場合は、上級年次に進級することができない。

2 前項にかかわらず、他学部より転部・転科した学生は、本学部 に所属した初年度は2年次生とする。

(修学指導)

第3条 学生が次に掲げる修学状況である場合は、当該学生に対して適切な修学指導を行うとともに、保証人に対して文書で当該学生が学業に精励するよう促すことを求める。

- (1) 学生が1年次終了時点で前条に定める基準単位数に対して修得単位数及び指定科目が不足する場合、又はGPA値が1.00未満の場合
- (2) 学生が2年次終了時点で前条に定める基準単位数に対して修得単位数及び指定科目が不足する場合又は前条により進級することができなかった場合
- (3) 学生が3年次終了時点で前条に定める基準単位数に対して修得単位数及び指定科目が不足する場合、又は修得単位不足により次年度の卒業未了が確定した場合
- (4) その他学部学科で指導の必要を認めた場合。ただし、指導に関する通達等は学部で行う。

(退学勧告)

第4条 学生が次の各号に該当した場合、駒澤大学学則第57条第3項第2号を準用し、教授会の議を経て退学を勧告する。ただし、半期休学をした学生の取り扱いとは別に定める。

(1) 学生が在学可能期間5年未満となった次の学年始めに、2年次への進級ができない場合

(2) 学生が在学可能期間4年未満となった次の学年始めに、3年次への進級ができない場合

(3) 学生が在学可能期間3年未満となった次の学年始めに、4年次への進級ができない場合

(在学条件)

第5条 在学年数4年以上を経過する3年次の学生が、卒業に必要な単位を修得した場合でも、次年度4年次に進級し、1年間在学しなければ卒業することができない。

(休学原級)

第6条 進級は、学年始めをもって行う。ただし、前年度において1学年（通年）休学中の学生は、進級することができない。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に本学部1年次へ入学した学生は、駒澤大学進級規程を適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に本学部1年次へ入学した学生は、駒澤大学進級規程を適用する。ただし、編入学、再入学又は転部・転籍により新たに医療健康科学部に所属した学生は、所属した年次の適用規程に従う。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以降に本学部1年次に入学した学生は、令和5年4月1日に改正した本規程を適用する。ただし、編入学、再入学又は転部・転籍により新たに医療健康科学部に所属した学生は、所属した年次の適用規程に従う。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、令和4年度以降令和5年度以前入学生については、各年次終了までに基準単位数かつ指定科目を修得した場合は、進級することができる。基準単位数かつ指定科目を修得していない場合は、進級することができない。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

判定時期	基準単位数	指定科目	当該年度までに修得必要な単位数 (専門教育科目選択を除く)
1年次から2年次への進級	専門教育科目選択の修得単位数を除き、卒業所要単位数35単位	総合演習 I	45単位 (教養21・専門必修20・広域4)
2年次から3年次への進級	専門教育科目選択の修得単位数を除き、卒業所要単位数73単位	総合演習 I 総合演習 II	83単位 (教養21・専門必修58・広域4)
3年次から4年次への進級	専門教育科目選択の修得単位数を除き、卒業所要単位数102単位	総合演習 I 総合演習 II	112単位 (教養21・専門必修87・広域4)